

低炭素住宅認定基準（新築時） 令和4年10月以降

		認定基準 (低炭素建築物)	
非住宅（事務所等、学校等、工場等）	一次エネ（BEI）	0.6 ^{※1}	
	外皮（BPI：PAL*）	1.0	
非住宅（ホテル等、病院等、百貨店等、飲食店等、集会所等）	一次エネ（BEI）	0.7 ^{※1}	
	外皮（BPI：PAL*）	1.0	
住宅	一次エネ（BEI）	0.8 ^{※1}	
	外皮	UA値	0.6
		η AC値	2.8

※1 太陽光発電設備を除き、コージェネレーション設備の発電量のうち自家消費分を含む。

低炭素住宅認定基準（増改築等時） 令和4年10月以降

		一次エネ基準 ^{※1※2}	外皮基準
住宅	既存部分が令和4年10月1日時点で存する場合	(建築物全体)	(建築物全体)
		BEI=0.9以下 ^{※3}	省エネ基準
		(増改築等を行う部分)	(増改築等を行う部分)
	上記以外	ZEH水準	ZEH水準
	上記以外	(建築物全体)	(建築物全体)
		ZEH水準	ZEH水準
非住宅	既存部分が令和4年10月1日時点で存する場合	(建築物全体)	-
		BEI=1.0未満	
		(増改築等を行う部分)	
	上記以外	ZEB水準	
	上記以外	(建築物全体)	(建築物全体)
		ZEB水準	BPI(PAL*)

※1 表にBEIの記載がある場合、標準計算法による評価も可能

※2 再生可能エネルギーを除いた省エネ性能

※3 一戸建ての住宅にあっては、このほか省エネ量+創エネ量（再エネ）の合計が基準一次エネルギーの50%以上であること。

※ ZEH水準、ZEB水準はそれぞれ住宅、非住宅新築時の基準のことを示す。

低炭素住宅のその他の認定基準

低炭素住宅認定には一次エネ、外皮以外に以下の2つの要件を満たさなければなりません。

○再生可能エネルギー利用設備が設けられていること

住宅（一戸建て）	再生可能エネルギー利用設備が設けられていること かつ 省エネ量+創エネ量（再エネ）の合計が基準一次エネルギーの50%以上であること。 ^{※1}
住宅（共同）	再生可能エネルギー利用設備が設けられていること
非住宅	再生可能エネルギー利用設備が設けられていること

○次の①～⑨のうち1項目以上

- ①節水に資する機器（便器・水栓など）の設置
- ②雨水、井戸水又は雑排水の利用の為の設備の設置
- ③HEMS又はBEMSの設置
- ④再生可能エネルギーと連系した蓄電池の設置
- ⑤一定のヒートアイランド対策（屋上・壁面緑化等）の実施
- ⑥住宅の劣化の軽減に資する措置
- ⑦木造住宅又は木造建築物である
- ⑧高炉セメント又はフライアッシュセメントの使用
- ⑨V2H充放電設備の設置^{※2}

※1 家電等その他一次エネルギー消費量を除く。

※2 電気自動車に充電可能とする設備を含む。